

人権教育指導者用手引書 Ⅱ

# “あわ”人権学習ハンドブック

プラス

阿 波

徳島の

OUR

私たちの

AWA

Approach Work Act



徳島県教育委員会

---

## はじめに

---

徳島県教育委員会では、「徳島県人権教育推進方針」への一部追記に基づき、具体的実践を促進するために、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」の別冊版として本手引書Ⅱを作成しました。

ハンドブックや本手引書Ⅱの活用を通して、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた人権教育の一層の充実を図っていただけますよう、お願いいたします。

## 目次

---

### 人権教育の充実

- 1 人権教育を通じて育てたい資質・能力…………… 1
- 2 取組の点検・評価…………… 4

### 個別人権課題

- 日本人拉致問題
  - ◆ 知る …………… 5
  - ◆ 学ぶ …………… 6
- 災害時における人権問題
  - ◆ 知る …………… 8
  - ◆ 学ぶ …………… 11
  - ◆ 行動する …………… 13

# 人権教育の充実

人権意識の高揚を図り、行動につながる実践力を養うために、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、人権教育の取組を継続していくことが大切です。

平成14年(2002年)に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校での人権教育は、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があると指摘されました。「徳島県人権教育推進方針」(平成16年(2004年)、以下「推進方針」という)においても、「学習したことがらが単に知識・理解にとどまるのではなく、態度や行動に現れるよう留意することが大切です」と記しています。また、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年(2008年)、以下「第三次とりまとめ」という)では、その問題を解決するための指導方法等が示されています。

こうした提言や事例に学びつつ、人権教育の充実に努めていく必要があります。「推進方針」の追記では、人権教育の充実の中で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」、「取組の点検・評価」の2項目を取り上げています。

## 1 人権教育を通じて育てたい資質・能力

[第三次とりまとめ]では、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の<sup>かんよう</sup>涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させること」をめざす総合的な教育であると説明しており、このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力を次の三側面で捉えています。文部科学省では、「平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査」の分析結果から、価値的・態度的側面に関する指導を知識的側面や技能的側面の指導と関連付けながら、三側面の意義とバランスを踏まえた人権教育の推進の必要性を指摘しています。

### 知識的側面

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識であり、多面的・具体的かつ実践的であることが求められています。

- 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- 人権の歴史や現状についての知識
- 国内法や国際法等に関する知識
- 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識

### 価値的・態度的側面

人権教育が育成をめざす価値や態度は、人権感覚に深く関わり、その育成がなされる時に、人権感覚が高められることにつながります。

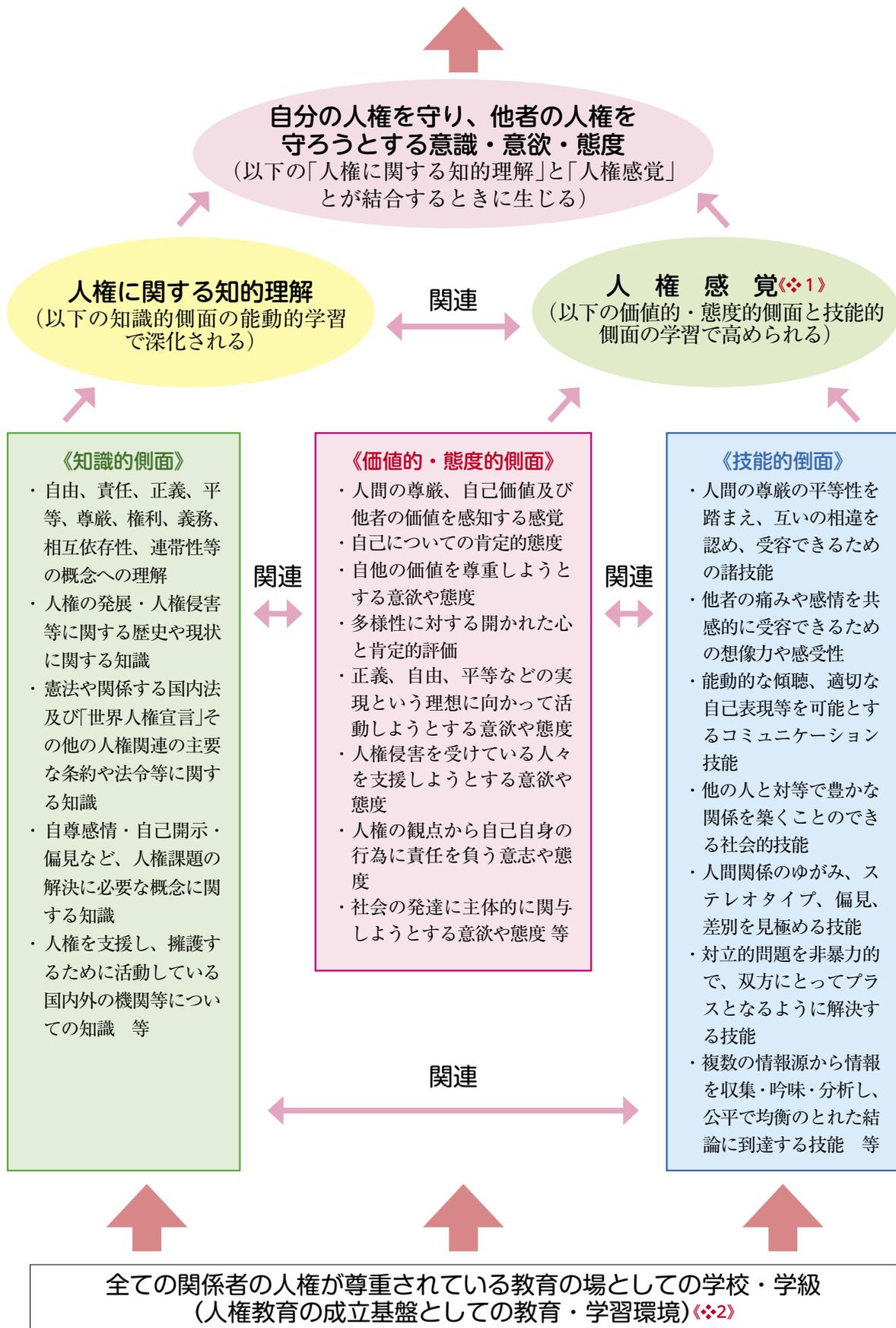
- 人間の尊厳の尊重
- 自他の人権の尊重
- 多様性に対する肯定的評価
- 責任感
- 正義や自由の実現のために活動しようとする意欲

### 技能的側面

人権教育が育成をめざす技能は、人権に関わる事柄を直感的に感受し共感的に受け止め、それを内面化することが求められ、人権感覚を鋭敏にします。

- コミュニケーション技能
- 合理的・分析的に思考する技能
- 偏見・差別を見極める技能
- 相違を認めて受容できるための諸技能
- 協力的・建設的に問題解決に取り組む技能
- 責任を負う技能

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」  
 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



【「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を改作】



## 人権教育を通して育てたい資質・能力にかかわる評価の観点(例)

### 《知識的側面》

- 自由と責任、権利と義務などの意味や、集団(仲間)づくりの大切さが理解できたか。
- 様々な人権問題の現状や差別解消への歴史的経緯について理解できたか。
- 日本国憲法、世界人権宣言、その他の関連する条約や法令等の概念を理解できたか。
- 自尊感情を高めることの大切さや、相手の立場に立って行動することの大切さが理解できたか。
- 人権問題の解決に必要な知識を身に付けることができたか。
- 国連やユニセフなど、人権を尊重する取組を進めている機関・団体の活動が理解できたか。

### 《価値的・態度的側面》

- 自分のよさに気付き、自他の生命を大切にしたい意欲を高めることができたか。
- 家族や友達、仲間を大切にしたい気持ちをもつことができたか。
- 共生社会の実現の大切さに気付き、多様な考え方を肯定的に受け止める態度を養うことができたか。
- 人権を侵害されている人たちに対して共感的態度で接することができるようになったか。
- 自らの言動に責任をもち、主体的に問題解決に取り組む意欲を育むことができたか。
- 人権を尊重するために、自分に何ができるかを考えることができたか。

### 《技能的側面》

- 互いの相違を認め、相手を受容することができたか。
- 偏見や差別を見極める技能を身に付けることができたか。
- 他者の痛みや思いを共感的に受容できるための想像力を身に付けることができたか。
- 人権問題等について、他者の意見をしっかりと受け止めるとともに、自分の考えを表現することができたか。
- 何が人権侵害にあたるか、何がいじめであるかを見極めることができたか。
- 様々な情報の中から正しい情報を選択し活用する技能を身に付けることができたか。

### ❖1》人権感覚とは

人権が擁護され、実現されている状態を感知して望ましいものと感じ、人権が侵害されている状態を感知して許せないとするような価値志向的な感覚です。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識や意欲・態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動につながると考えられています。

また、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせることが大切であり、人権感覚を身に付けることが、実践行動の基盤になるものです。

### ❖2》人権教育の成立基盤としての教育・学習環境とは

【第三次とりまとめ】には、「人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる」と記されています。人権教育を進めるにあたって、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方、すなわち、この場における人間関係や全体としての雰囲気が重要な基盤となることがうたわれています。

また、「『確かな学力』を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない」とも記されています。

## 2 取組の点検・評価

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要です。

### 【学校としての人権教育の目標設定】

様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるように留意する必要があります。

### 【校内推進体制の確立と充実】

人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが極めて重要です。

### 【人権教育の全体計画・年間指導計画の策定】

学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等、多様な教育活動の中で人権教育の視点を示すとともに、幼児児童生徒の発達段階に相応した目標を設定します。

### 【学校としての取組の点検・評価】

点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要です。

#### 点検・評価の視点[第三次とりまとめ]

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
  - ～ 年度ごとの新しい(特色ある)取組, その他の取組
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての指導体制の構築
  - ～ 管理職－人権教育担当者－各研究部・各学年の有機的な連携
- 家庭・地域との連携の強化
  - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供, 連携推進の体制整備



## 学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

(☑ 欄)

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制がとられている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に活かされている。
- 人権教育の取組の評価にあたり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

## 個人人権課題



## 1 拉致は重大な人権侵害

人は誰もが尊重され、人間らしく、幸せに生きる権利をもっています。これが「人権」です。人身の自由、居住の自由など、幸福に生きる権利を奪い取ってしまう「拉致」が、極めて重大な人権侵害であることは言うまでもありません。拉致被害者を人権侵害の状態から救済するためには、何よりも一刻も早い全員の帰国が必要です。国においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」の各人権課題に対する取組に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えることを、平成23年(2011年)4月の閣議で決定しました。私たちが、この問題に対する認識と関心をより一層深めていかなければなりません。

## — 拉致問題とは？ —

1970年代から、80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。平成14年(2002年)9月には、北朝鮮当局も日本人拉致を初めて認め、翌月には日本政府が認定した拉致被害者17人のうち、5人とその家族の帰国が実現しました。しかし、その他の被害者については、その安否すらわかっていません。また、政府が認定した被害者以外にも、いわゆる特定失踪者\*等の北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

※「特定失踪者」とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が「北朝鮮の拉致かも知れない」という失踪者の御家族の届出等を受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことです。

## 2 私たちにできること

家族を、人生を奪い去った北朝鮮当局による拉致。ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている。それが、もしも自分だったら、自分の家族だったら…。拉致問題という問題があり、いまだに解決していないことを知ること、そして、拉致問題に関心を持つことが、この問題の解決のためにとっても大切な一歩となるのです。

遺骨と同時に、北朝鮮から返された写真をもってこられました。中学校の制服の白いブラウスを着た写真です。あの白いブラウスの写真は、めぐみがいなくなつて半年か一年後、私たちが必死で娘を探しまわっていたところの写真なのです。長いあいだ、ずっと探していて何にもわからなかったのに、こんなところでこんな写真を撮られて、こんな目をして座っている。

あの写真は本当に酷いものでありました。あんなに明るく、元気だった、

「今日は、お母さん、こんなことがあったよ」と毎日玄関から、学校でのありさまを明るい声で教えてくれていた、また大きな声で歌を歌いつづけていたあの子が、怯えた目で、悲しい目で、「お母さん、私は、どうしたらいいの」という目で私たちを見つめていました。

「助けて」と言いたくても言えない。

「めぐみちゃん、こんなところにいたのねえ」

私は思わず写真をなでて、

「探してあげられなくて、わからなかった…。助けてあげられなくてごめんね」

涙が止まりませんでした。二人の弟たちも、声を出して泣きました。

※ 出典//「めぐみへ 横田早紀江、母の言葉」横田早紀江著 草思社刊 P78・P79



写真提供：産経新聞社

## ブルーリボンを知っていますか？

羽田空港のタラップを降りる5人の帰国者の胸に、また、拉致被害者のご家族の胸に、ブルーリボンが揺れていたことに気が付きましたか？

ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は、日本と北朝鮮をへだてる「日本海の青」、そして、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージしています。「北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じている」意思表示なのです。

※ 出典 // パンフレット:北朝鮮による日本人拉致問題 発行 // 政府拉致問題対策本部



## 1 学習するにあたって

拉致問題の解決には、幅広い国民の理解と支持が不可欠なことから、学校においても、児童生徒の正しい理解を深めていくことが求められています。指導にあたっては、次のような点に十分配慮していくことが重要です。

### ○ 正しい理解と認識を深める

拉致問題に関する基本的な知識を児童生徒が確実に学び、教科書記述との関連を図りながら、児童生徒の正しい理解と認識を深めていくことが求められています。

### ○ 拉致被害者やその家族の心情を共感的に受け止める

人権教育の視点に立ち、拉致被害者やその家族の心の痛みや叫びに共感する心情を育てていく必要があります。

### ○ 児童生徒の発達段階等を踏まえて、計画的に指導する

児童生徒の発達段階や学校・家庭・地域の実情に配慮しながら、人権教育の年間指導計画に位置付けて計画的に指導していくことが大切です。

### ○ 新たな差別を生まないための配慮をする

拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害です。このことを押さえることで、北朝鮮の国民や在日韓国・朝鮮人の方々への批判的な見方につながるなどの新たな差別を生まないようにする必要があります。

## 2 拉致被害者家族・特定失踪者家族の思いから学ぶ

～賀上文代さん(平成26年度徳島県人権教育指導員)の手記～

### 1 日も早い解決を願って

北朝鮮当局が拉致を認め5名の拉致被害者が帰ってきた後、何の進展もなく、12年が過ぎてしまいました。5月末、ようやく日本と北朝鮮の間で日本人拉致被害者を再調査するとのことで合意がなされ、拉致問題の全容が解明されるのではないかと大いに期待していますが、どうも足踏み状態です。北朝鮮当局によるこの拉致問題は私たち個人ではどうすることもできない問題ですので、国の対応に対して歯痒さを感じているのは私だけでしょうか？横田さん、有本さん、両ご夫妻共に元気に頑張っておられますが、TVの画面でもお疲れの様子が感じられ、1日も早い解決を願わずにはいられません。

私の息子大助も、失踪から13年間、何の糸口もつかめなまま、いたずらに時間だけが過ぎてしまいました。息子は物事から逃げ出すような弱い人間でもありませんし、他人様に迷惑をかけるのが一番嫌いな子でしたので、このような形でいなくなることはとても考えられません。息子を信じ、1日も早く帰って来られるようにと、祈る毎日です。現在は警視庁より発表された、北朝鮮による拉致の可能性が高い失踪者(特定失踪者)の中の一人ということで、捜査されるようになりました。

“拉致”は、人間が自分の意思で自由に生きるという最低限の権利さえ奪ってしまう人権侵害で、現在も進行中の国家犯罪です。この平和で安全だと言われている日本で実際にあった事件です。日本にはスパイを取り締まる法律がないために、今でも多くの工作員が私たちの周りに存在している事実を知った上で、他人事ではないんだ！何時、自分たちも……という危機感をもっていただきたいし、私たちのような思いはさせたくないという思いから、あえて写真と名前を公にし訴え続けてきました。そんな中、「お母さんは強いな。」とよく言われましたが、決して強いわけではありません。こういった活動が、息子に近づけると信じて一生懸命でした。ここまで活動してこられたのも、“救う会徳島”を立ち上げ、2003年から12年間ずっと支えてくださった会長さんを始め、多くの方々のお力添えがあつてのことです。とても有り難く、感謝しています。

ご家庭で、学校や職場で、自由や平和について等、話し合いの場がもたれ、自分たちのこととして考えてくださることを望んでいます。

1日も早く拉致問題が解決され、お互いの国を助け合えるような関係になれる日がきますように願っています。

2014年12月 賀上 文代



## 学習展開例 アニメ「めぐみ」を活用して

〈拉致問題から家族の絆を考える〉

- (1) ねらい 拉致問題について学び、横田さん一家の悲痛な思いに共感することを通して、自分も家族を大切にしようとする心情を高める。
- (2) 進め方 ① 人物やあらすじを簡単に説明する。  
② アニメ「めぐみ」を視聴する。  
③ めぐみさんが突然いなくなった時の両親の気持ちを考える。  
④ 街頭で救出を呼びかける両親は、どのような気持ちだったか考える。  
⑤ 拉致問題の学習を通して、感じたことや気付いたことを発表する。
- (3) 留意点 ・ 悲嘆にくれる家族の姿を自分の家族と重ね合わせることから、共感的に捉えられるようにする。  
・ めぐみさんの両親の何とかしてわが子を助け拉致問題を解決したいという思いに気付かせ、家族の絆について考えさせる。

〈拉致問題から人権を考える〉

- (1) ねらい 拉致問題の実態を知ることを通して、拉致問題が生命や安全を脅かす重大な人権侵害であることを認識させる。
- (2) 進め方 ① アニメ「めぐみ」を視聴する。  
② 拉致されて連れ去られる船の中でめぐみさんはどんな気持ちであったか考える。  
③ めぐみさんが奪われた権利や自由にはどんなものがあるかを「子どもの権利条約カード」を参考に班で話し合い発表する。  
(例：身体的自由、子どもが親と暮らす権利、教育を受ける権利等)  
④ 拉致問題が重大な人権侵害であることを再確認する。  
⑤ 拉致問題の学習を通して、学んだことを発表する。
- (3) 留意点 ・ 拉致問題への関心と認識を深めていくことが大切であることを理解させる。  
・ 拉致被害者家族の思いを自分のこととして捉え、協力してよりよい社会の実現に取り組もうとする意欲を高める。

\* 児童生徒の発達段階や実態に応じて、学習内容や進め方等の工夫が必要です。

### アニメ「めぐみ」について

昭和52年(1977年)、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の様を描いた25分間のドキュメンタリー・アニメです。拉致問題の解決に向け、児童生徒の正しい理解を深めるために、平成20年(2008年)と25年(2013年)に全国の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等に配布されました。

※ 出典//北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ



### さらに学習を深めるために(指導上参考となる資料について)

- 関係法令
  - ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」
  - ・北朝鮮による日本人拉致問題 <http://www.rachi.go.jp/jp/shisei/hourei.html>
- 政府資料
  - ・北朝鮮による日本人拉致問題 <http://www.rachi.go.jp/>
- 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会推薦図書(一部)
  - ・「家族」 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 光文社
  - ・「家族'08」 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 光文社
  - ・「めぐみ、お母さんがきっと助けてあげる」 横田早紀江 草思社
  - ・「めぐみへ 横田早紀江、母の言葉」 横田早紀江 草思社
  - ・「妹よ」 飯塚 繁雄 日本テレビ放送網
  - ・「恵子は必ず生きています」 有本嘉代子 神戸新聞総合出版センター
- “あわ”人権学習ハンドブックP156・P157



平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめるものとなりました。また、梅雨の時期には豪雨や土砂災害、夏から秋にかけては台風の襲来による洪水や突風の被害など、毎年のように日本各地で災害が発生し、大きな被害もたらされています。

災害時や災害後においては、多くの被害もたらされるだけでなく、人権に関する様々な問題も生じています。

## 1 国内の自然災害による被害

昭和20年(1945年)以降の自然災害において多数の死者・行方不明者を出した災害としては、昭和23年(1948年)の福井地震[死者・行方不明者3,769人]、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風[同5,098人]、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災[同6,437人]などがあります。東日本大震災における死者・行方不明者は、平成24年(2012年)9月11日時点で20,960人となっていて、過去約70年間においては圧倒的に大きな被害者を出した大災害でした。

※死者・行方不明者数は、「東日本大震災記録集」(消防庁ホームページ)より作成

## 2 南海トラフ巨大地震に備えて

### (1) 繰り返し発生している南海地震

南海地震は、これまでおおよそ100～150年ごとに繰り返し起きています。前回の南海地震が昭和21年(1946年)に起きていますから、近い将来に起こる恐れがあるといわれています。また、南海地震は、東南海地震と同時に起こる恐れもあるといわれています。

甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震への対策は、喫緊の課題となっています。過去の事例を学び、被害を減らすとともに、災害時においても、互いの人権を尊重し、適切に対応できる態度を身に付けることが大切です。

### ○ 避難所に避難する災害時要援護者数の想定

避難生活では生活不活発な状態に置かれるため、要援護者の症状の悪化や、高齢者の要介護度の悪化等、心身の健康上の影響が発生する恐れがあるので、プライバシーの保護や衛生面でのケアが健常者以上に必要となります。徳島県の避難所生活者数は、冬の18時、発生1週間後の値として、次の表のような想定がされています。

徳島県の避難所生活者数		(人)
		226,500
災害時 要 援 護 者	65歳以上の高齢単身者 ※1	9,000
	5歳未満の乳幼児 ※1	8,700
	身体障がい者 ※2	10,400
	知的障がい者 ※3	2,000
	要介護認定者(要支援者を除く) ※4	8,700
	難病患者 ※5	1,700
	妊産婦 ※6	1,800
	外国人 ※1	1,100
小計(属性間の重複あり)		43,400

※1: 平成22年度国勢調査

※2: 身体障害者手帳所持者数(平成25年3月時点)

※3: 療育手帳所持者数(平成25年3月時点)

※4: 要介護認定者数

※5: 特定疾患医療受給者数(平成25年8月時点)医療費助成を受けている特定疾患の医療受給者数を難病患者数と見なす。

※6: 妊娠届出者数(平成23年度)

※ 出典//「南海トラフ巨大地震被害想定」徳島県

## (2) 震災に強い社会の実現

徳島県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、被害を最小化する「減災」と「自助・共助・公助」を基本とした対策への取組を明確にするとともに、県民一丸となって真に震災に強い社会づくりを推進するために、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定して、取組を進めています。

### 1(基本理念) 第三条 3

震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画等の様々な視点及び震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

## 3 災害に伴う人権侵害の事例

### (1) 放射線被ばくについての風評被害等

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と津波によって東京電力株式会社福島第一原子力発電所で事故が起こり、この事故により放出された放射性物質は、日本に大きな被害を与えました。

特に風に乗って飛んできた放射性物質が多量に降った地域では、多くの住民が自宅からの避難を強いられました。事故後、様々な地域で、建物、地面、木々などの表面に付着した放射性物質をできる限り取り除いて、放射線の影響を減らすための「除染」という作業が進められていますが、現在(平成25年12月)もなお多くの人々が自分の家に戻ることができない状態が続いています。

また、事故の直後には、福島県から避難した人々が避難先で差別を受けたり、小学生がいじめられたりしたという報道もありました。福島県をはじめとして放射性物質による被害を受けた地域では、生産された農林水産物等が放射性物質に汚染された結果、出荷制限措置がとられ、販売できなくなりました。さらに、食品中の放射性物質の基準値に適合していることが検査によって確認されているにもかかわらず、放射性物質による汚染のイメージによって買ってもらえなくなったり、その地域への観光客が減ったりする「風評被害」も発生したりするなど、非常に深刻な問題が生じています。

※出典//「中学生・高校生のための放射線副読本」文部科学省

### 放射線被ばくについての風評被害に関する緊急メッセージ

新聞報道等によりますと、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、ガソリンの給油を拒否されるといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったとされております。

放射能の影響を心配するあまりなのかもしれませんが、根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。

震災に遭った人が、避難先で差別を受けたら、どんな気持ちになるでしょうか。

相手の気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えていきましょう。

平成23年4月21日 法務省人権擁護局

※ 出典//法務省人権擁護局ホームページ

## (2) 避難所生活や災害時要援護者をめぐる問題

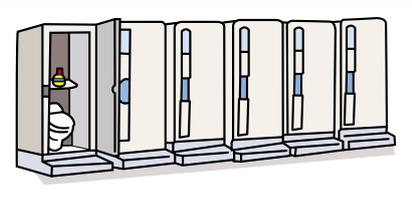
被災した人たちが身を寄せた避難所において、生活環境の問題やプライバシーの保護の問題が生じるとともに、女性の避難所生活や高齢者、障がい者、子ども、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」への配慮が問題となりました。

### ～仮設トイレにも細かな気配り(新潟県中越沖地震)～ 2011年2月23日

会社の対応はものすごく早かったですね。私が出社したときには、もう仮設のトイレに水が流れるようになっていました。当時、家のトイレは流せなかったから、「帰る前には会社でトイレに入って」みたいな。そういう感じでしたね。

女性用のトイレと男性用のトイレは離れた場所に設置されていたので、余計な気を遣うこともありませんでした。それに、女性用トイレには、生理用品とかもきちんと置いてあったし、芳香剤も全室に1個ずつ備えられていました。清掃も業者がきちんとしてくれていたので、コミュニティセンターとかにある普通のトイレよりも使い心地がよかったです。

担当したマネージャーが「柏崎一早かった」と言っていました。非常時に何が重要かというのをわかっているから、できたことではないかなと思います。



(柏崎市40代 女性 会社員)

※ 出典 // 「一日前エピソード」 徳島県南海地震防災課ホームページ

### ～被災者の体験から(東日本大震災)～

被災された当時、宮城県仙台市で、障がい者自立センター『CILたすけっと』の事務局長をしていた井上朝子さんは、重度の障がいがあり車椅子で生活をしています。彼女は、東日本大震災の被災者の一人で、避難所での体験を次のように話してくれました。「仮設のトイレに行きたいと思っても、段差がありかつ手すりがないので行くことができなかった。」また、他の避難所では、「仕方なくポータブルトイレを持ち込んだら、狭い避難所内なのでケガをしたらどうするのだと言われ、許可されなかった。私の知り合いは、水分と食べ物を控えたため病気になってしまった。」

「せめて他の人に許される最低限度のことは、私たち障がい者もできる環境を作りたい。そう思い何か提案すると、『みんな困っているのだから我慢しなさい。みんなが我慢しているときにぜいたくを言うな』と言われた。」

「私の生活に最低限度必要なものやプライバシーの保護をお願いしているのであって決して甘えたりわがままを言っているのではない。同じ環境下においても、障がいのある人とない人では与えられる自由や安心の度合いが違う。このそもそものスタートラインの違いを無視しておいて、何をもって平等というのか、よく考えてほしい。」

これらの言葉は、災害時であっても平常時と変わらず、揺るぎない人権感覚を私たちが持ち続けることの大切さを言い当てています。



※ 引用 // 人権学習資料31 「災害と人権～災害に強い社会をつくるために～」  
公益社団法人 鳥取県人権文化センター (一部修正)



すべての人の人権が尊重された社会をつくるためには、私たち一人一人が、様々な場面や状況の中で、自他を大切にできる具体的な態度や行動をとることができるようにならなければなりません。しかし、災害時には、誰もが逼迫した状態にあり、様々な欲求が生まれ、強い不安やストレスが人々の心を覆い、人権感覚が揺らぎます。結果として、普段の生活から何らかの援助を必要としている人々や、個人人権課題の当事者となっている人々などへの厳しい見方や行動が出てくるともあります。どんな状況でも、人が人として尊ばれることの大切さを自覚して、平常時から、互いの人権を尊重して行動することができるように学習を積み重ねておくことが必要です。

## 学習展開例1 放射線についての正しい理解を -正しく知ること、寄り添うこと-

### 「ある日の新聞記事から」

#### 【記事1】

福島県から他県に避難してきた小学生の兄弟が公園で遊んでいました。方言を耳にした地元の子どもたちから、「どこから来たの?」と聞かれました。兄弟が「福島から」と答えると、みんな「放射線がうつる」「わー」と叫び、逃げて行きました。

(2011年4月12日 毎日新聞)

#### 【記事2】

「福島県から来たことを隠しますか」  
福島県から避難してきた男子児童は、ある県の小学校への転入手続きで、教師からこう聞かれました。母親は、意味がよく分からずに「隠さなくていい」と答えました。  
男児の席は教卓の前で左右は空席になっていました。

(2011年4月21日 読売新聞)

#### 【記事3】

福島県から他県に避難してきた子どもの保育園の入園が、「原発に対する不安が他の保護者から出た場合、対応できない」という理由で断られていました。

(2012年3月12日 朝日新聞デジタル)

#### (1) ねらい

東日本大震災後に発生した学校や地域での差別事象や日常会話の中に潜む偏見・差別を教材にして、正しい知識を得ることや被災者の気持ちに寄り添うことを通して、人権問題解決に向けた実践力を身に付けることができるようにする。

#### (2) 進め方

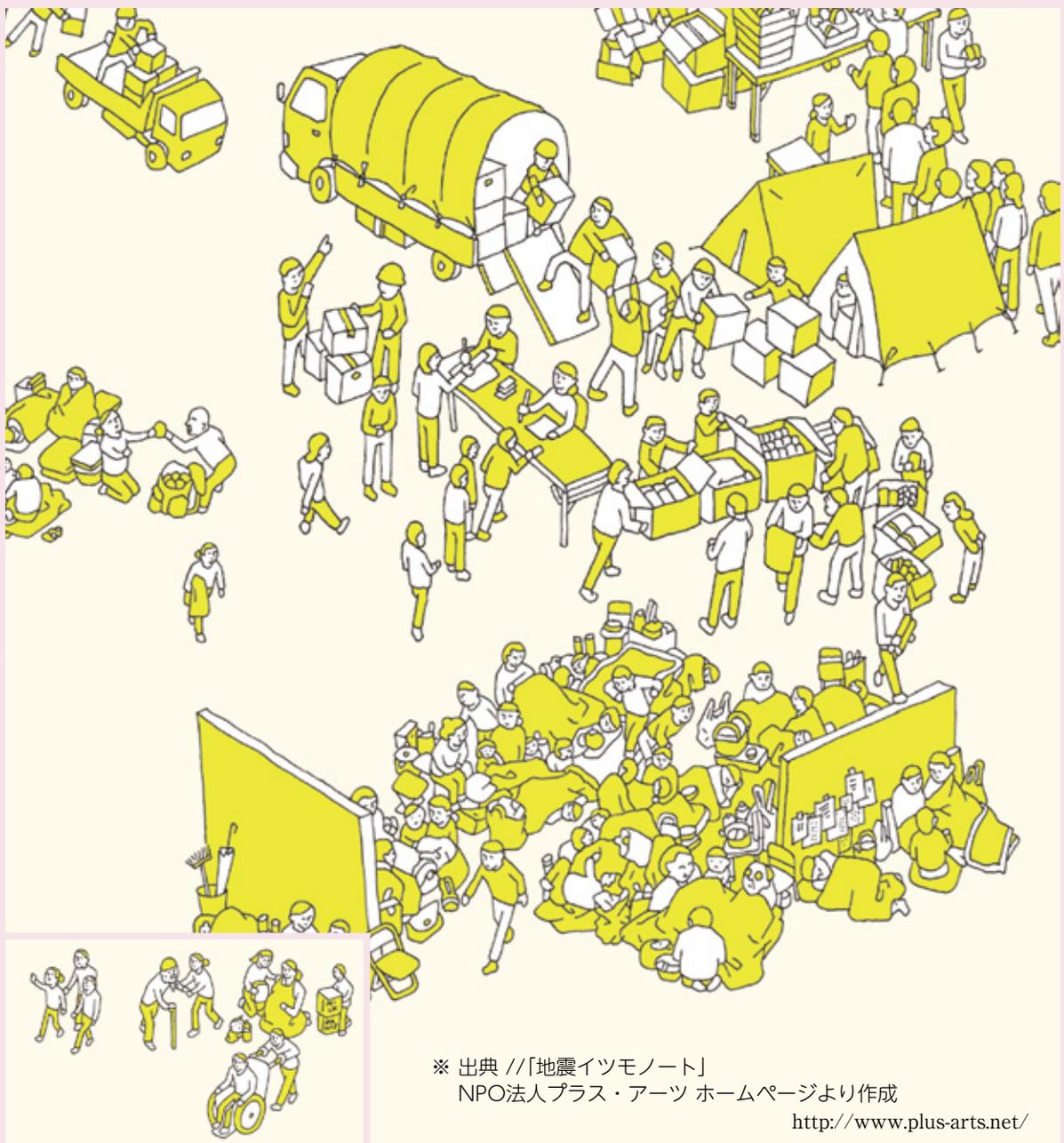
- ① アイスブレイキングを行い、主体的に参加できる雰囲気をつくる。
- ② 3～4名のグループをつくり、人数分の資料とワークシートを配る。
- ③ 「ある日の新聞記事から」を読み、被災者への差別事象について個人の考えをまとめる。
  - ・それぞれの記事を読んで、思ったこと
  - ・三つの記事が、他の人権問題と共通していること
- ④ 各自で考えたことについて、グループで話し合う。
- ⑤ グループで話し合ったことを集約して全体で発表する。
- ⑥ ファシリテーターの話を読み、放射能について正しい知識を知る。
  - ・「中学生・高校生のための放射線副読本」(文部科学省)等を活用し、正しく理解できるようにする。
- ⑦ 学習を振り返り、自らできることについて考える。

### (3) 留意点

- ・ 新聞報道による三つの事象に共通している課題は、放射能に関して「無知」であることや差別を受けたくないという思いによって、当事者(被差別の立場)と見なされる可能性を避けようとする意識があることを確認し合い、他の人権問題との共通点を押さえる。
- ・ 学習を通して、被災地や被災者に対する偏見・差別に気付かせるとともに、被災者の気持ちに寄り添うことの大切さや自分にできる支援の在り方を考えさせることで、参加者の人権感覚を磨く。
- ・ いつ起きてもおかしくないと言われている南海地震での被災を想定しながら、東日本大震災に伴う様々な人権問題を自分のこととして考える姿勢をもたせる。
- ・ 災害時等においても、差別をしたり、差別を助長する行動をとってしまったりすることがないように、情報を正しく見極めて行動することの大切さを理解させる。

※参考//「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて指導者研修資料」愛媛県教育委員会人権教育課

## 学習展開例2 避難所における人権問題について考える



※ 出典 //「地震イツモノート」  
NPO法人プラス・アーツ ホームページより作成  
<http://www.plus-arts.net/>

## (1) ねらい

避難所生活の資料(エピソード, 写真, イラスト等)から, 気付いたことを話し合い, 災害時における互いの人権を大切にされた行動について考える。

## (2) 進め方

- ① グループをつくり, 人数分の資料(イラスト等)とワークシートを配る。
- ② 個人で, 資料を見て気付いたことをまとめる。
- ③ 気付いたことと理由について, グループで話し合う。
- ④ グループでの気づきや私たちにできることを全体で話し合う。
- ⑤ 学習を振り返り, 災害時における互いの人権を大切にされた行動についてまとめる。

## (3) 留意点

- ・ 学習者の発達段階に応じて, 資料の内容や提示の仕方, 補助資料等を工夫し理解を深められるようにする。
- ・ 学習者の気づきを大切にしながら, 災害時要援護者への配慮等についての理解を深める。
- ・ 施設や物等の問題とともに, 人とのつながりにおける問題について考えることにより, 自らできる行動への気づきにつなげていく。

## (4) 応用・発展

- 防災訓練や防災教育等との関連を図り, 災害時の具体的な行動についての理解を深める。  
(参考//「地域とつなぐ防災教育」徳島県教育委員会)
- 災害時において, 「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「外国人」等, 個別人権課題に係る問題が表面化したことと関連させ, 個別人権課題の学習とつなげる。



災害時においては, 情報を正しく見極め, 被災者の置かれた状況から災害時における人権問題について正しく理解し, 行動できる態度の育成が求められています。また, 多様な学習機会を通して, 人と人とのつながりの大切さを意識するとともに, 被災者に対して積極的に支援しようとする意欲や態度を育み, 互いの人権を尊重し, 共に生きる社会の一員として適切に対応できる態度を身に付けることが大切です。各学校や地域社会では, 様々な取組が行われています。

**あらゆる人々の人権が尊重された社会を実現することは, 災害に強い地域をつくりあげることにもなります!!**



### 活動事例1 人権が大切にされる町づくりをめざして

総合的な学習の時間の活動に, 災害発生時に備えた活動を位置付け, 体験を通じた学びの中で, 人と人とのつながりの大切さを学んでいます。

- (1) 主 題 つながろう 人・命 一人権が大切にされる町づくりをめざして
- (2) ねらい 地域の人たちの願いと自分の生活との結びつきに気づき, すべての人が幸せに生きるために互いの人権が大切にされなければならないことを理解するとともに, 人や命が守られる地域にするために自分にできることを考え, 行動しようとする態度を育てる。

### (3) 体験的な学習のサイクル

1	体験	地域の人々の防災対策を調べたり、地域を守る活動をしている方の話を聞いたりする。
2	話し合い	地域の課題について話し合う。
3	振り返り	地域や人・命について、今までの自分のかかわり方を振り返る。
4	一般化	人・命について考え、共に生きるということについて理解する。 「ぼくの心のそこ」(ひかり)
5	適用	今までの学習をまとめ、さらに話を聞く計画を立てる。
6	体験	地震発生時に備えた他の地域での活動について、話を聞いたりビデオを視聴したりする。
7	話し合い	交流した感想や気付いたことをもとに、自分のことを考える。
8	振り返り	自分と地域の人とのかかわり方を振り返りながら、今の地域について話し合う。
9	一般化	いろいろな立場の人と共に生きる大切さやよさについて考え、人や命が守られる地域にするために、今自分にできることを考える
10	適用	今後の課題を考え、地域に働きかける。

### (4) 交流活動

#### ① 高齢者との交流

地域にある老人介護施設を訪ねたり、コミュニティセンターでの一人暮らしの高齢者の集いに参加したりしている。交流すると、事前に考えていた以上に、高齢者には様々な不自由な面があることに気が付き、「もし、大地震が来たらどうなるのか。」などの疑問を生む。それらの疑問について、老人介護施設の方やコミュニティセンターの方から聞き取りを行っている。被災時だけでなく、日頃から高齢者が困っていたら声をかけ手助けすることや、近所の高齢者とあいさつをしたり、言葉を交わしたりしてつながっておくことの大切さを学んでいる。

#### ② 保育所との交流

何度も保育所に行き共に活動していると、児童なりに園児のことを考えて、自分にできることをするようになってくる。このことは、災害が起こったときに、避難の際や避難所で小さい子の世話を進んで行うことにつながると思われる。また、身近な所で出会った小さな子ともうまくつながり、困っていれば手助けができる力となるであろう。園児とのふれ合いにより、小さな子を慈しむ優しい気持ちがあふれ、温かい心で満たされる。人の役に立つことができることで、自己有用感の高揚につながっている。

[平成25年度 千松小学校の取組から]

### 県内での活動事例

- 地域で起こった自然災害を題材に「人権劇」をつくり、地域のつながりの大切さについて学習を深める。文化祭等で上演し、保護者・地域に発信している。(中学校)
- 災害時に聴覚障がい者に危険を知らせる「防災手話」を小・中学生に教える活動を行っている。(ボランティア団体)
- 災害時に聴覚障がい者と手話通訳者をつなぐために、災害援助用バンダナを作成・配布している。(NPO法人)
- 地域・関係機関等と連携し、学校独自の「避難所開設・運営マニュアル」を作成している。防災学習や訓練を行う中で、要援護者の支援等をはじめ、マニュアルの改善・充実を図っている。(小学校)
- 食育の活動で、自分たちで様々な作物を育てている。その中で、放射線と食物の関連について学習することにより、放射線への正しい理解を図っている。(小学校)

## 活動事例 2 東日本大震災の時の支援活動

被害を受けた宮城県の女川第二小学校への支援活動を「まけまけいっぱい笑顔の架け橋～まげねっちゃん女川さざなみ太鼓の復活をめざして～」と題して、商業での学びを活かした商業高校だからこそできる支援活動を行ってきました。小中学校の教育環境を整え、子どもたちのやる気と町の活力を取り戻したいと、次のような活動を行いました。

### (1) 「さざなみ太鼓」復活支援活動

徳島商業高校と小松島西高校とが協力し、チャリティー商品を生徒が販売することにより、ユニフォームであるTシャツ及び震災で失った太鼓の購入費用の一部に当て、伝統芸能「さざなみ太鼓」の復活を支援した。

### (2) 被災地を訪問しての現地交流活動

夏季と冬季の休業中に3泊4日(車中2泊)で現地を訪問し、夏は夕涼み会、冬はケーキ作りなど数々のプログラムで交流を図った。小学生や保護者にも太鼓復興のためのキャラクター作りや商品作りにも参加してもらい、被災地の人たちのやる気や希望を見いだすきっかけの活動とした。そこでできたキャラクターを使用した商品は、宮城県や徳島県の企業の協力により、チャリティーパラソルショップなどで販売した。

### (3) テレビ会議システムによる face to face 交流活動

テレビ会議システムを利用し、交流活動の打合せや、きめ細かな情報交換をしながら、支援活動を継続した。

### (4) 現地の子どもの写真を復旧提供する活動

津波で写真も流され、学校が保存している写真がほしいという保護者の思いがあるが、学校の先生方は日々の学校運営で精一杯の状況であった。そこで、徳島商業高校が、学校行事の写真をミニアルバム化して印刷・製本し、各家庭に届けた。



画面の中でも遠く離れていても  
“兄弟”のように深い絆

“Even though we are far apart  
and separated by a computer screen,  
we still have a deep connection.  
like brothers and sisters”

※ 出典// 「東日本大震災 被災地からの『命言集』」 徳島県教育委員会 meigenshu

### 活動事例 3 地域・行政の取組

徳島県では、災害時要援護者の支援体制を整備するため、平成16年(2004年)に策定した「災害時要援護者支援対策マニュアル」を改訂し、内容の拡充を図ってきました。対策マニュアルには、災害時要援護者の方々の避難行動の特徴や配慮を要する主な事項などがまとめられています。各市町村等でも、地域の実情に応じて、地域と一体となって適切な支援の実施が進められています。

#### 「災害時要援護者支援対策マニュアル(改訂版)」主な内容

##### 第1章 災害時要援護者支援対策マニュアル(改訂版)について

- 1 災害時要援護者支援対策マニュアル改訂の経緯
- 2 災害時要援護者支援対策マニュアルの位置づけ
- 3 マニュアルの対象となる災害時要援護者
- 4 災害時要援護者の特徴
- 5 災害時要援護者支援対策の体制整備



##### 第2章 平常時の対策

- 1 全体計画・地域防災計画の策定
- 2 避難行動要援護者名簿の作成等
- 3 個別避難支援プランの策定・配布
- 4 避難誘導、安否確認等の支援体制づくり
- 5 地域コミュニティと防災意識の醸成
- 6 情報伝達手段の整備
- 7 社会福祉施設等の防災体制整備
- 8 避難施設の整備等
- 9 自主防災組織、ボランティアとの連携



##### 第3章 災害発生時の対応

- 1 避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集
- 2 避難所の運営における支援
- 3 社会福祉施設等の対応
- 4 福祉救援ボランティアとの連携



人権教育指導者用手引書Ⅱ

#### “あわ”人権学習ハンドブック プラス

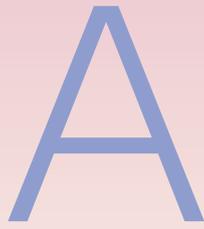
平成27年3月発行

徳島県教育委員会人権教育課

電話 088-621-3155

ファクシミリ 088-621-2885



A large, stylized blue letter 'A' with a horizontal bar across the middle.

Approach

A large, stylized green letter 'W' with a horizontal bar across the middle.

Work

A large, stylized pink letter 'A' with a horizontal bar across the middle.

Act

---